

◆第 1 階層	農林水産省発行 令和 7 年度食料・農業・農村白書 食料・農業・農村白書は、食料・農業・農村基本法に基づき、政府が毎年、国会に報告するものです。令和 7 年度の白書は、令和 8 年 5 月 29 日に閣議決定され、国会に提出されました。 この録音は、食料・農業・農村白書を紹介することを通じて、食料・農業・農村の動向や、農政の取組について、皆さんに理解を深めていただくという趣旨で作成したものです。 白書本体はおよそ 320 ページであり、内容も幅広い分野にわたっています。ここでは、主要な事項を中心にご紹介します。
◆第 1 階層	【目次】 令和 7 年度の白書の構成は、特集として、米の安定供給に向けた対応について紹介しています。 特集に続いて、トピックスとして、地域計画の取組と、昭和 100 年の振り返りの二つを紹介します。そして、第 1 章から順に、食料の章、農業の章、輸出の章、食料システムの章、環境の章、農村の章、災害の章と 7 章の構成となっています。 それでは、目次を紹介します。 タイトル 目次 特集 米の安定供給に向けた対応 トピックス 1 地域農業の将来を描く地域計画の取組 トピックス 2 特別企画：昭和 100 年を振り返って 第 1 章 世界の食料需給と我が国の食料供給の確保 第 2 章 農業の持続的な発展と食料自給力の確保 第 3 章 輸出の促進 第 4 章 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 第 5 章 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 第 6 章 農村の振興 第 7 章 自然災害への対応 以上です。

◆第1階層 特集 「米の安定供給に向けた対応」	【特集1】 A：それでは、特集の「米の安定供給に向けた対応」から始めます。 2024 年の夏以降の米の価格高騰の要因や対応の検証、これらを踏まえた対応策について紹介します。 B：米の価格が高騰したのはなぜでしょうか。 A：主な要因としては、生産量が需要量を下回っていたことが挙げられます。農林水産省では、人口減少などにより需要量が減少する見通しを立てており、これに合わせて生産量も減少する見通しを作成していました。このため、直近の実際の生産量はおおむね減少傾向で推移していました。一方で、実際の需要量は、インバウンド需要や、精米歩留りが悪かったことによる玄米ベースでの必要量の増加に加え、家計購入量の増加などにより増加傾向で推移したため、需要量の見通しと実績に乖離が生じていました。この結果、生産量が需要量に対して不足し、民間在庫を取り崩して需要量に見合う供給量を確保せざるを得ない状況となりました。 民間在庫の減少に伴い、流通段階では、米が不足するのではないかと不安が高まり、集荷競争が発生したことで、米の価格が高騰しました。しかしながら、農林水産省では、需要量が減少する見通しを立てていたことなどから、生産量が足りていると認識していました。このため、流通実態の把握に消極的であり、マーケットへの情報発信や対話も不十分であったこと、また、政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅れたことなどにより、卸売業者の不安感を払拭できず、更なる米の価格高騰につながりました。 B：米の価格高騰を踏まえ、どのような対応がなされたのでしょうか。 A：米の供給に対する不安が高まったことなどから、農林水産省は、流通の円滑化を図るため、2024 年度から政府備蓄米の一般競争入札による売渡しを開始しました。しかしながら、約 31 万 t の政府備蓄米を売り渡したものの、5 月上旬時点の小売業者、中食・外食事業者までの流通は約 1 割にとどまっていました。 このような状況を改善し、早く、安定した価格で米を供給する目的で、5 月 26 日から随意契約による売渡しの受付を開始し、小売業者、中食・外食事業者などを対象に約 28 万 t の政府備蓄米を売り渡しました。 また、不測の事態が生じた際に、政府備蓄米を活用してもなお、供給が不足する場合には、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づいて輸入しているミニマム・アクセス米を活用
--	--

	することとしていることから、万が一の事態に備えて、ミニマム・アクセス米の買入入札時期の前倒しも行いました。 B：備蓄米やミニマム・アクセス米の活用以外には、どのような対応が行われたのでしょうか。 A：米を安定的に供給するためには、流通実態を把握することが重要なため、2025 年 6 月から緊急調査として、新たに生産者の在庫・出荷先・数量の調査などを行うとともに、米の出荷・販売事業者の調査対象を拡大しました。調査の結果、生産者から出荷される米の約半分が集荷業者以外の業者へ渡っており、米の流通実態が多様化していることや、直近 2 年間の精米歩留りが、ここ 5 年間の平均に比べて低かったことなどが判明しました。このため、集荷業者以外の業者の仕入れ、販売、在庫の実態を定期的に把握することや、玄米ベースに加え、精米ベースでの流通実態も把握する必要があることなどが課題として明らかになりました。 また、食糧法に基づく全届出業者を対象に実施した、仕入れ・販売・在庫数量の調査では、回答率が約 2 割にとどまり、実効性のある把握手法の仕組みを含めて検討する必要があることも明らかになりました。 B：米の価格高騰の要因や対応を検証して、米の安定供給に向けた取組を行う中で、様々な課題が明らかになったんですね。 A：はい。このため、農林水産省では、対応策と今後に向けて検討を行いました。 このうち、まず生産量と需要量に関する算出方法の見直しについて、紹介します。 米の価格高騰の要因として、需要見通しと需要実績に乖離が生じていたことが挙げられましたが、生産量についても、統計調査の結果が生産現場の実感と異なるという指摘がありました。このため、直近の平均収量との比較である「作況単収指数」を新たに公表するとともに、関係機関から気象や病害虫の被害情報を収集し、調査結果に反映するなど、生産現場の実感に合った情報の提供に向けた取組を行いました。 また、需要量については、人口減少だけではなく、直近の消費量やインバウンド需要の動向などを考慮し、幅を持って設定することとしました。さらに、緊急調査で明らかになったとおり、需給を把握するためには、玄米ベースのみではなく、精米ベースでの把握も必要なことから、精米ベースでの需給見通しの公表も行うこととしました。 B：米を安定的に供給するため、このほかにはどのような取組が行われたのでしょうか。
--	---

◆第1階層 トピックス 1 「地域農業の 将来を描く地	A：米の生産コストは、近年の肥料・農薬などの物財費や人件費の上昇の影響を受けており、米を安定的に供給するためには、こうしたコストを適切に価格へ転嫁していくことが重要です。このため、公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構を中心に、生産から販売に至る各段階で掛かっているコストを明確にする「コスト指標」の作成の検討が進められ、2026 年 3 月にコスト指標のイメージが公表されました。 このほか、農林水産省では、米の国内外の需要開拓を図るため、米粉の利用促進や輸出の取組を進めています。米粉については、その特徴を活かしたおいしい商品が次々と開発されており、更なる市場規模の拡大に向けて、SNS を活用した情報発信や米粉加工に適した専用品種の開発・普及等を行っています。輸出については、日本食のプロモーションや商流構築、おにぎり屋、日本食レストランといった日系外食企業の海外進出を推進するとともに、生産性向上に取り組む大規模輸出産地の形成などを進めています。 B：生産にかかるコストを踏まえた価格の形成や、需要拡大を図っていくことが、米の安定供給に向けて必要なのですね。これまでの農林水産省の対応を検証した結果、米の流通実態の把握や政府備蓄米の放出などに課題がありましたが、これらについては見直しが行われるのでしょうか。 A：米に関する制度の見直しとしては、食糧法の改正が検討されています。 具体的には、米の流通実態を把握するための在庫数量などの定期報告制度や、備蓄米の迅速な流通を可能にするための民間備蓄制度を創設することとしています。あわせて、米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するために、米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を廃止するとともに、生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は輸出などにより需要を拡大しつつ、需要に応じた生産を促進することとしています。 A：特集の紹介は、以上となります。 (少し間を空けて) 【トピックス】 A：特集の次は、特徴的な動きや現場の取組を紹介するトピックスについてお話しします。令和 7 年度白書のトピックスは二つのテーマを選定していますので、一つずつ紹介していきます。
--	---

域計画の取組」	A：まず、トピックス 1 の「地域農業の将来を描く地域計画の取組」について紹介します。地域計画とは、地域での話し合いを通して、目指すべき地域農業の在り方や、将来の農地利用を明確にするための目標地図を内容とするものです。2025 年 4 月末時点で、1,615 市町村、18,894 地区において地域計画が策定されています。 B：策定された地域計画は、どのような内容となっているのでしょうか。 A：「将来の受け手に農地を集約化した地域計画」が約 1 割にとどまっているほか、「将来の受け手が位置付けられていない農地面積」は約 3 割にも上ります。これらの主な要因としては、所有者の意向や不在村農地所有者の存在により、地域で十分な話し合いが進まなかったことや、市町村によっては、議論をリードする人材が不足していることなどが挙げられます。地域計画は、策定の過程を通じて、地域の課題が浮き彫りになるものです。策定して終わりとするのではなく、今後は、地域を担う若者の参画を促し、継続的な見直しにより、完成度を高めていく必要があります。
◆第 1 階層 トピックス 2 「特別企画： 昭和 100 年 を振り返って」	A：続いて、トピックス 2「特別企画：昭和 100 年を振り返って」をご紹介します。令和 8 年に、昭和元年から起算して満 100 年を迎えることから、この 100 年間の食料・農業・農村の変化について紹介します。 B：まず、昭和の始まりから戦後にかけてはどのような変化があったのでしょうか。 A：昭和初期は、国民所得の増大や都市化により、食生活の質が向上し、農業生産の構成も変化しました。第二次世界大戦中は、食糧管理法が制定され、食糧の物資統制や、農業生産資材の配給、労働力調整が行われ、農業の生産構造や農村は著しく変化しました。戦後は、農地改革により自作農が多数を占めるようになり、協同組合が発達しました。食糧難を打開するため、国内の食糧増産と生産体制の強化が課題となり、農薬取締法や肥料取締法の制定に加え、土地改良法の制定により積極的な農地開発が行われました。1960 年前後には、経済成長の過程で農業従事者と他産業従事者との所得格差が拡大し、農業から他産業へ労働力の移動が起こるなど、農業をめぐる環境は大きく変化しました。このような状況を踏まえ、1961 年に、農業の生産性の向上、農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を目標とする「農業基本法」が制定されました。

	B：その後はどのような変化があったのでしょうか。 A：1970年代に入ると、都市の過密と農村の過疎化が進行し、多くの兼業農家が稲作にシフトしました。1980年代は景気拡大基調となり、所得の向上、生活様式の変化、食生活の洋風化・多様化が進みました。平成に入ると、1993年のガット・ウルグアイ・ラウンドの実質合意や、1995年のWTO農業合意の実施などにより、新たな国際環境に対応した農政を展開する必要性が増大しました。また、環境問題や食料危機への不安といった課題が一層顕在化しました。このような中、1999年に、食料の安定供給の確保と農業・農村の多面的機能の発揮が図られるよう、「食料・農業・農村基本法」が制定されました。 B：さらにその後はどのような変化があったのでしょうか。 A：2000年代には、BSEの発生など食品の安全や消費者の信頼を揺るがす事案が発生しました。2010年以降には、貿易の枠組みが変化し、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定が発効しました。令和に入ると、新型コロナウイルス感染症や気候変動、地政学的情勢などのリスクが顕在化しました。このような、制定時には想定されなかった情勢変化を踏まえ、2024年に食料・農業・農村基本法が改正され、また、2025年に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進していくこととしています。昭和100年の歴史と成果を継承し、持続的な発展に活用するため、国民全体で取り組んでいくことが必要であると、本トピックスでは結んでいます。 A：トピックスの紹介は、以上となります。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第1章】	【第1章】 A：「トピックス」に続いて、第1章では「世界の食料需給と我が国の食料供給の確保」について紹介します。この章では、世界の食料需給の動向や輸入の安定化、不測時における措置などについて紹介します。
◆第2階層 世界の食料	A：まず、世界の食料需給の動向について紹介します。世界の穀物生産量と消費量は前年度に比べ増加する見込みですが、在庫率はやや低下しており、世界的な不作が起

需給の動向	こると食料不足や価格高騰が生じやすい状況です。また、穀物等の国際価格は、おおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで低下したものの、2008 年以前を上回る水準で推移しています。
◆第 2 階層 食料自給率	A：続いて、食料自給率について紹介します。2024 年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、前年度並みの 38%、生産額ベースの総合食料自給率は、前年度から 3 ポイント上昇し 64%となりました。 供給熱量ベースの総合食料自給率は、主食用米と砂糖の生産量増加がプラス要因となる一方、春先の天候不順による小麦の生産量減少などがマイナス要因となり、前年度並みとなりました。生産額ベースの総合食料自給率は、米・野菜・畜産物の国内価格の上昇がプラス要因となり、前年度から上昇しました。 B：食料自給率の向上に向けて、どのような取組が重要でしょうか。 A：国内で自給できる米の需要拡大や、輸入依存度の高い小麦や大豆の国内生産の増大を図ることが重要です。
◆第 2 階層 食料の供給 状況	B：国内の生産動向はどのような状況でしょうか。 A：2025 年産の小麦の収穫量は、対前年で増加しました。2024 年産の大豆の収穫量と 2024 年度の野菜・果実の生産量は、対前年で減少しました。2024 年度の牛肉・生乳・鶏肉の生産量は対前年で増加しましたが、豚肉は減少、鶏卵は横ばいとなりました。
◆第 2 階層 農業生産資 材の安定供 給	B：食料の生産には、肥料などの農業生産資材も重要ですが、資材の安定供給に向けてどのような取組が行われていますか。 A：肥料の原料となる資源は世界に偏在しており、特定国からの輸入に依存していましたが、中国の輸出検査厳格化や、ロシアによるウクライナ侵略を受けて、調達国を転換する取組が進展しています。供給途絶リスクの高い「りん酸アンモニウム」と「塩化加里」については、年間需要量の 3 か月分の備蓄に向けた取組を支援しています。また、家畜の飼料については、不測の事態に備えて、メーカー等が国内需要量の 1 か月分を備蓄しています。 輸入依存度が高い肥料や飼料については、国内資源の活用や国産飼料の利用拡大

	を図ることとしており、畜産業由来の堆肥や、肥料成分を含む下水汚泥資源の高品質化・ペレット化を通じた肥料利用を推進するほか、耕種農家と畜産農家が連携して飼料作物と堆肥を循環させる耕畜連携の取組を進めています。 B：2026 年 3 月以降、イラン情勢の緊迫化により原油価格が高騰しており、農業分野への影響が心配です。 A：農林水産省は、燃料油や石油製品などの供給について、流通や取引に影響が及ぶ場合に備え、事業者からの情報を受け付ける相談窓口を設置し、関係省庁と連携しながら政府一体となって対応しています。さらに、事業者の実態把握や個別課題の解決を図り、燃料油や石油製品などの安定供給に向けて対応することとしています。 また、省エネルギー化に取り組む産地に対し、燃料価格上昇分の一部を支援するほか、農業水利施設に対し、電気料金高騰分の一部を支援しました。
◆第 2 階層 不測時における措置	B：近年は食料の供給が大幅に減少するリスクが高まっていますが、不測の事態に備えてどのような取組が行われていますか。 A：国内の米の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備え、米を 100 万 t 程度備蓄しています。あわせて、海外における不測の事態の発生による供給途絶に備え、食糧用小麦については国全体として外国産食糧用小麦の需要量の 2.3 か月分を、飼料穀物については民間事業者がとうもろこしなど約 100 万 t を備蓄しています。 また、食料供給が減少して国民生活や国民経済に影響が生じる事態を防止するため、2025 年 4 月に「食料供給困難事態対策法」が施行されました。同法では、食料の供給が大幅に減少するおそれが生じた段階で政府対策本部を設置することや、国民の食生活・経済上の重要性などを踏まえて対策の対象とする「特定食料」と、特定食料の生産に不可欠な「特定資材」を指定することなどを定めています。同法に基づく基本方針では、対策の考え方を明確化しており、不測時に行う対策については、備蓄の活用や輸入の促進などによっても供給不足の解消が困難と見込まれる場合に、生産の促進の要請などを行うこととしているほか、要請を行う対象は、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者としています。
◆第 2 階層 輸入の安定化	B：国内生産で国内需要を満たすことができない食料や農業生産資材もあり、輸入の安定化の取組が重要ですね。

◆第2階層 国際戦略の展開	A：我が国は多くの農産物を輸入に依存しています。2025 年の農産物輸入額は約 9.8 兆円と前年に比べ 3.1%増加しました。我が国の農産物の輸入構造の特徴として、アメリカを始めとした少数の特定国への依存度が高いということがあり、特に小麦については、カナダ、アメリカ、オーストラリアの 3 か国に 99.8%を依存しています。 B：輸入を少数の国に依存することにはリスクがありますね。 A：将来の食料輸入に対する消費者の意識調査の結果によると、約 8 割の消費者が食料輸入に不安があると回答しました。また、食品産業における外国産農林水産物の利用・調達に対する企業への影響に関する調査結果によると、約 6 割の企業が調達価格が上昇したと回答しており、企業は対策として、価格転嫁のほか調達先の変更などに取り組んでいます。食料・農業生産資材の安定的な輸入を確保するため、農林水産省は、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間対話などによる対話の枠組みの整備や、海外からの情報収集、国内における官民による情報共有などを推進しています。 B：輸入の安定化を図る一方で、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながるよう、外国との交渉を行うことも重要です。 A：特定の国・地域で貿易ルールを決める EPA や FTA などの締結が世界的に進む中、我が国においても、2026 年 3 月末時点で 22 の EPA/FTA などが発効済・署名済となっています。我が国の強みを活かした品目の輸出を拡大していくため、農林水産業の生産基盤の強化と新市場開拓の推進の取組を進めることとしています。 また、2025 年 4 月にアメリカが発表した相互関税に対しては、見直しを求めてアメリカとの間で粘り強い交渉を行ったほか、関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者などに対して、商流維持・輸出先の多角化や施設整備などの支援を行っています。 第 1 章の紹介は以上となります。 (少し間を空けて) ◆第1階層 【第2章】 A：第 2 章では「農業の持続的な発展と食料自給力の確保」について紹介します。この章
--------------------------	--

◆第2階層 農業の動向	では、農業生産の動向や、担い手・農地の確保、農業生産基盤整備などについて紹介します。 A：まず、農業生産の動向について紹介します。2024年の農業総産出額は、10.8兆円と前年に比べ13.6%増加しました。 B：産出額の増加はどのような理由によるものですか。 A：米や野菜の価格が上昇したことが挙げられます。また、農業の利益に当たる生産農業所得については、2024年は4兆円と、前年に比べて20.5%増加しました。 B：農業経営の動向はどのような状況でしょうか。 A：2024年の全農業経営体1経営体当たりの農業所得は168万6千円であり、前年に比べ47.6%増加しました。農業が主である経営体に限ると、1経営体当たり494万2千円であり、前年に比べ22.3%増加しました。これらは、主に米の価格上昇による収益の増加が、経営に係るコストの増加を上回ったためです。
◆第2階層 農業経営体の動向、持続可能な農業構造への転換	A：次に、農業経営体の動向について紹介します。 農業経営体は減少傾向で推移しており、2025年の基幹的農業従事者数は103万6千人と、2000年と比べて半数未満に減少しています。平均年齢は67.7歳で、2020年に比べて0.1歳下がり、65歳以上が全体に占める割合は69.6%となっています。 B：新規就農についてはどのような状況でしょうか。 A：2023年の新規就農者数は4万3,460人と前年に比べ5.2%減少しており、中でも新規雇用就農者は前年に比べ12.0%減少と、厳しい経営環境が影響した可能性があります。農林水産省では、人材の育成・確保に向け、就農相談会の開催、就農希望者向けの実践的な研修農場の整備や、農業高校や農業大学校におけるスマート農業などの教育カリキュラムの強化を支援しています。 B：農業における女性の活躍はどのような状況でしょうか。

◆第2階層 農業生産基盤の確保	A：女性が活躍できる環境整備も進んでいます。2024 年度における女性の認定農業者数は1万1,589経営体と前年度に比べ1.2%減少したものの、全体の認定農業者に占める女性の割合は5.5%と前年度に比べ0.1ポイント上昇し、第5次男女共同参画基本計画の成果目標を達成しました。このほか、農業委員、農協役員、土地改良区理事に占める女性の割合も上昇傾向で推移しており、女性活躍に向け継続して取り組んでいく必要があります。 B：農業経営の安定に向けた取組も必要ですね。 A：農林水産省では、経営安定所得対策や収入保険といった各種セーフティネット対策を実施しています。収入保険は、自然災害だけでなく価格低下などの様々なリスクによる収入の減少を補償するものであり、加入者は引き続き拡大しています。 B：農業の生産基盤である農地についてはどのような状況ですか。 A：農地面積は減少傾向で推移しており、2025年の農地面積は424万haと、耕地の荒廃や転用等により前年に比べ3万3千ha減少しました。一方で、担い手への農地集積率は上昇傾向にあり、2024年度は61.5%となっています。 B：農地の維持に向けてどのような取組が行われていますか。 A：農業者の減少が進行する中、農地の受け手となる農業経営体の役割が重要となっています。そのため、農地バンクでは、地域計画において将来の農地の利用者として位置付けられた農業者への農地の集積・集約化を進めています。また、農林水産省では、2025年4月に「農業振興地域の整備に関する法律」を改正し、農地の総量確保のための措置を強化しています。 B：農業生産基盤の整備・保全についてはどのような取組が行われていますか。 A：2025年9月に新たな土地改良長期計画が策定され、この計画に基づき、コスト低減に向けた農地の大区画化などを推進することとしています。 2024年の水田の整備状況を見てみると、労働時間の大幅な削減を可能とする1ha以上の大区画に整備済みの面積は6.5%、暗渠排水の設置等による汎用化が行われた面積は48.2%となっています。今後、農業者が減少する中で、生産性向上を図
----------------------------	--

	るためには、担い手への農地の集積・集約化やスマート農業の推進に資する基盤整備を推進する必要があります。 また、標準耐用年数を超過している基幹的農業水利施設は 59%に上ります。農林水産省では、農業水利施設の長寿命化の取組や、適切な時期に更新整備する取組を推進しています。
◆第2階層 生産性向上 に向けた取組	B：生産性向上についてはどのような取組が行われていますか。 A：スマート農業技術の開発・普及を推進するとともに、スタートアップによる技術開発や社会実装を支援しており、情報通信環境の整備、サービス事業者の育成などを行っています。また、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制・金融面から新技術の導入を後押しするほか、スタートアップ支援や産学官連携による研究開発の推進に加え、農業分野における国際連携にも取り組んでいます。
◆第2階層 付加価値向上 に向けた取組	B：生産性向上の取組に加え、付加価値向上の取組も重要ですね。 A：我が国の農林水産業・食品産業は、優良な品種や特有の食文化等の知的財産によって強みを有しており、生産性・付加価値を高めていくことが必要です。 農林水産省では、生産性向上などに対応した優良品種の開発を推進しています。また、気候変動などによる農業生産への悪影響が顕在化する中、重要品種の育成と種苗生産を一体的に推進できる仕組みづくりや、品種登録前の管理や育成者権の存続期間の延長などに関する法的環境を整備するための検討を進めています。 さらに、農林水産業・食品産業の競争力強化と「稼ぎ」の増大に向け、「農林水産省知的財産戦略2030」を策定したほか、育成者権や商標権などの知的財産権の保護・活用について専門家が助言・支援する相談窓口を開設しました。
◆第2階層 農作業安全 の確保	B：農業の持続的な発展を図るためには、ほかにどのような取組が重要でしょうか。 A：農作業環境の安全対策の強化と農業者の安全意識の向上が重要です。2024年の農作業中の事故による死亡者数は287人となり、前年から51人増加しました。このうち、熱中症による死亡者は59人と、前年から22人増加しています。農林水産省は、熱中症の発生リスクを低減するため、4月から6月までを「熱中症等対策強化期間」とし、農業者向けの研修を推進するほか、熱中症リスクの高い7月から9月までを「夏の熱中症等対策声かけ期間」とし、農業者への声かけ運動を展開しています。ま

◆第2階層 動植物防疫 の実施	た、農業支援サービスの活用による作業の外部化など、熱中症のリスクを低減する栽培方式への転換を推進しています。 B：食料の安定供給に向け、動植物防疫の取組も重要ですね。 A：農林水産省では、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や植物の病害虫の侵入・まん延を防止するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の確保・育成を推進しています。一方で、近年、これらの家畜伝染病や植物の病害虫の侵入リスクが多様化かつ増大しており、動植物検疫の体制の見直しに向けた検討を行うことも必要です。輸入検疫体制や国内防疫体制の強化等を図るため、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出しました。 また、薬剤耐性対策については、産学官の連携による動物用ワクチンの開発・安定供給の促進や、飼養衛生管理の向上に向けた指導等の強化が必要なことから、動物用ワクチン戦略に基づき、開発・承認・製造・販売体制の強化の取組を推進しています。 第2章の解説は以上となります。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第3章】	【第3章】 A：続いて第3章では「輸出の促進」について紹介します。この章では、農産物輸出の概況や、輸出拡大、インバウンドによる食関連消費の拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化について紹介します。
◆第2階層 農産物輸出 の概況	A：2025年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆7,005億円と前年に比べ12.8%増加し、過去最高となりました。 B：輸出額が増加したのはどのような理由でしょうか。 A：日本食への関心の高まり、インバウンドの増加による日本食の認知度向上、健康志向の高まり等を背景に、既存商流における取扱量が拡大したことや新規商流を獲得したことが挙げられます。

◆第2階層 海外から稼ぐ 力の強化	B : 「海外から稼ぐ力」の強化に向けて、どのような取組をしているのでしょうか。 A : 日本貿易振興機構、JETROでは、輸出関連制度やマーケット情報の提供、相談対応に加え、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催等により、輸出に取り組む国内事業者を支援しています。農林水産省では、海外における日本食・食文化発信の担い手を育成するとともに、日本食・食文化の魅力を外国人目線に立って紹介した映像・記事の制作・発信等を行っています。また、海外でのビジネス展開に関するセミナーの開催やビジネスマッチングなどにより、食品産業の海外展開を支援しています。 第3章の解説は以上となります。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第4章】	【第4章】 A : 続いて第4章では「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」について紹介します。この章では、食品アクセス、食品産業、食品安全、食料消費について紹介します。
◆第2階層 食品アクセス の確保	A : 我が国においては、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる人、いわゆる「買物困難者」や、経済的理由により十分な食料を入手できない人が増加していることが考えられるなど、「食品アクセス」の問題が発生しています。 B : 食品アクセスの確保に向けて、どのような取組が行われていますか。 A : フードバンクやこども食堂などによる食料提供の取組を推進しているほか、買物支援バスの運行などによる交通手段の確保や、ドローンを活用した配送などによるラストワンマイル物流の確保に向けた取組を促進しています。
◆第2階層 食品産業	B : 持続的な食料供給のために、食品産業は重要な役割を担っていますね。 A : 食品産業は、農業と消費者との間に位置し、食料の安定供給を担うとともに、消費者ニーズを生産者に伝達するなど、重要な役割を担っています。国産の食用農林水産物の仕向先を見ると、約3分の2が食品製造業・外食産業となっています。

◆第2階層 合理的な費用を考慮した 価格形成	B：食品産業は、国産の食用農林水産物の最大の仕向先となっているのですね。農林漁業者と食品産業との間で、安定的な取引が行われることが重要ですね。
	A：農林水産省では、2025 年 6 月に公布された食料システム法に基づき、農林漁業者との安定的な取引関係の確立や、流通の合理化、環境負荷の低減などに取り組む食品等事業者の認定制度を創設し、食品産業と農業の連携を推進しています。
	B：このほか、食品産業においてどのような取組が進められていますか。
	A：食品製造業では人手不足の課題もあることから、生産性向上に資する AI やロボットなどの研究開発・普及を支援しています。また、生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのことをフードテックといいます。2025 年 11 月に設置された日本成長戦略本部^{にっぽん}において、フードテックが 17 の戦略分野の一つに位置付けられており、農林水産省においても、官民連携の戦略的投資を促進するための方策を検討しています。
	B：食料の持続的な供給のためには、生産や流通にかかるコストを商品の価格へ転嫁することが重要ですね。
	A：そのためには、食料システムの各段階にかかるコストを把握・明確化し、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みを構築する必要があります。食料システム法では、食品等の取引の適正化を図るため、売り手と買い手双方に対する努力義務を措置するとともに、その実施状況の判断基準を策定し、取組が不十分な場合には農林水産大臣が指導・助言などを行う仕組みを措置しています。また、取引において、持続的な供給に要する費用を認識しにくい品目を指定し、その品目についてコスト指標を作成することができる団体を認定する制度を措置しています。
	B：消費者の理解醸成についてはどのような取組が行われていますか。
	A：生産現場の実情やコスト高騰の背景を分かりやすく伝えるための広報活動である「フェアプライスプロジェクト」を継続して実施しています。
◆第2階層	B：食品の安全確保や消費者の信頼確保のための取組も重要ですね。

食品の安全 確保と消費者の信頼の確保	A：農林水産省では、リスク評価機関である食品安全委員会や、リスク管理機関である厚生労働省、消費者庁等と相互に連携しつつ、食品安全を確保するための取組を推進しています。また、食品に対する消費者の信頼確保に向けて、食品表示の適正化の取組として、不適正表示の未然防止のための教材作成や、食品トレーサビリティの普及に向けて、トレーサビリティに取り組むためのポイントを記載したマニュアルの作成などを行っています。
◆第2階層 食・農のつながり	B：消費者が食や農に触れ、知ることができる機会を拡大することも重要ですね。 A：我が国において、食と農の距離が拡大し、農業や農村に対する国民の意識・関心が薄れる中、農林水産省は、食と農のつながりの深化に着目した、官民協働で行う国民運動である「ニッポンフードシフト」を通じ、食と農の魅力を発信しています。このほか、「おにぎりプロジェクト」などによる国産農産物の消費拡大や、学校給食における地場産物の使用といった地産地消の取組を推進しています。2027年3月からは、「グリーンエクスポGREEN×EXPO2027」が神奈川県横浜市で開幕します。この万国博覧会を契機として、多くの人々が自然や植物への理解を深めるとともに、花きを始め我が国の農林水産物・食品の需要や輸出拡大、先端技術の海外展開等につなげていくこととしています。 第4章の紹介は以上となります。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第5章】	【第5章】 A：第5章では「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」について紹介します。この章では、環境負荷低減に向けた取組や、気候変動への対応、持続可能な食品産業の推進に向けた取組などについて紹介します。
◆第2階層 みどりの食料システム戦略の推進	A：エス・ディー・ジーズSDGs、持続可能な開発目標や環境を重視する国内外の動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても環境と調和のとれた食料システムを確立する必要があります。 B：これまでどのように対応してきましたか。

	A：農林水産省は、2021 年 5 月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、さらに、2022 年 7 月には「みどりの食料システム法」が施行されました。みどりの食料システム戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。2050 年までに目指す姿として、農林水産業の^{シー・オー・ツー}CO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の 50%低減、耕地面積に占める有機農業の取組の割合を 25%に拡大といった 14 の数値目標を掲げています。 また、みどりの食料システム法では、環境負荷低減に取り組む生産者の活動や環境負荷低減活動を支える事業者の取組を認定し、税制特例措置や融資の特例等の支援措置を講じています。
◆第 2 階層 有機農業	B：環境に配慮した生産方法である有機農業についてはいかがでしょうか。 A：我が国の有機農業の取組面積は拡大傾向で推移しており、2023 年度は 3 万 4,500ha と前年度に比べ 15%増加しました。また、学校給食で有機食品を利用する市区町村も増加しています。
◆第 2 階層 気 候 変 動 対 策	B：有機農業に関する取組が拡大しているのですね。それでは、気候変動対策についてはどのような取組が行われているのでしょうか。 A：農業由来の温室効果ガス排出削減に向け、施設園芸や農業機械の省エネルギー化や、農地土壌から排出されるメタンなどの削減のため、水稻栽培における中干し期間の延長などの取組を支援しています。また、食料安全保障に資する温室効果ガス排出削減技術の海外展開を後押しし、農業・食品分野への国内外の投資の呼び込みと地球規模の課題解決に貢献する政策パッケージとして、「ミドリ・インフィニティ」を策定しました。
◆第 2 階層 持 続 可 能 な 食 品 産 業 へ の 転 換	B：生産サイドの取組に加え、流通や小売、外食など、フードチェーンをつなぐ食品産業の取組も重要ですね。 A：食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められています。こうした取組への消費者の理解を深め、持続可能性に配慮した消費行動を促して

	いくことも重要です。 B：具体的にはどのような取組が行われていますか。 A：食品ロス削減に向けて、商品の納品期限の緩和といった商慣習の見直しや、外食店舗における食べきりへの呼び掛けなどが行われています。また、環境に配慮した農産物を消費者が選択できるよう、農産物の生産段階における環境負荷低減への貢献度合いを星の数で表示する「見える化」の取組も行われています。
◆第2階層 多面的機能 の発揮	B：環境との調和を図る様々な取組が進められているんですね。 A：農業には環境へ負荷を与える側面もありますが、農村で農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、自然環境の保全、良好な景観の形成など、食料供給以外にも様々な機能が発揮されます。これらの機能を「農業・農村の多面的機能」と言い、農村の住民だけでなく国民に多くの恵みをもたらすものです。多面的機能の維持・発揮のためには、継続した農業生産活動が行えるよう、農地や水路の保全管理といった地域の共同活動が行われることが重要であり、農林水産省は、日本型直接支払により、地域の共同活動の取組を支援しています。 第5章については、以上となります。 (少し間を空けて)
◆第1階層 【第6章】	【第6章】 A：第6章では「農村の振興」について紹介します。この章では、農村人口の動向や、移住促進、農福連携、鳥獣被害対策などについて紹介します。
◆第2階層 農村の動向	A：まず、農村人口の動向について紹介します。 農村では人口減少と高齢化が進行しており、総人口に占める65歳以上の割合は35%と、都市部よりも25年程度先行しています。農村の人口減少は、都市への人口流出による社会減が主な要因でしたが、2009年度以降は、高齢化による自然減がそれを上回る状況にあります。 B：農村の地域コミュニティを維持するためには、どのような取組が必要でしょうか。

	A：農村に関心と関わりを持つ「農村関係人口」を増やすとともに、都市から地方への移住・定住につなげることが不可欠です。農林水産省では、農山漁村滞在型旅行である農泊の取組や、都市・地方の二地域居住を促進しています。 また、農山漁村の活性化に向けて、企業等の活力を農山漁村に取り込み、課題解決を支援する取組を行っています。
◆第2階層 農村における 所得の向上と 雇用の創出	B：農村の活性化には、所得の向上や雇用の創出も重要ですね。 A：農林水産物を始めとする多様な地域資源を活用して付加価値を生み出す「経済面」の取組として、農泊や農福連携を推進しています。 農泊地域の延べ宿泊者数は近年増加傾向にあり、農林水産省では、地域資源を活用した体験プログラムの開発や古民家などの施設整備の支援を行っています。また、農業経営の発展と障害者の社会参画を実現する取組である農福連携についても、取り組む主体が増加しており、農林水産省では、農福連携等応援コンソーシアムによる取組の輪の拡大を促進しています。
◆第2階層 農村に人が 住み続けるた めの条件整 備	B：経済面の取組に加えて、生活の利便性を確保する「生活面」の取組も、農村に人が住み続けるためには必要ですね。 A：生活面の取組としては、複数の集落の機能を補完し、農業を核とした経済活動と併せて生活支援などの地域コミュニティ維持に資する取組を行う「農村 RMO」の形成を推進しています。また、生活インフラなどの確保も重要であり、交通・教育・医療・福祉などの充実や、買物支援、公共ライドシェアの導入などを推進しています。
◆第2階層 中山間地域 等の振興	B：ちゅうさんかんちいき中山間地域の農業は、どのような状況となっていますか。 A：中山間地域とは、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指し、総農家数、耕地面積、農業産出額では、いずれも全国の約4割を占めています。 B：中山間地域は我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮においても重要な役割を担っていますね。 A：一方で、中山間地域には傾斜地が多く存在し、規模拡大などによる生産性の向上が

◆第2階層 鳥獣被害対策	平地に比べて難しく、さらに担い手の不足や鳥獣被害の発生にも直面しています。 こうしたことから、農林水産省では、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払制度による支援を実施しています。
	B：鳥獣被害についてはどのような状況ですか。 A：野生の鳥や獣による農作物被害は、耕作放棄や農業をやめる要因になるなど、農山村に深刻な影響を及ぼしています。 野生鳥獣による農作物被害額は、2010年度の239億円をピークに減少傾向にあり、近年は横ばいで推移していましたが、2024年度は188億円と前年度に比べ24億円増加しました。これは、北海道を中心にシカの被害額が増加したことや、イノシシの被害額が全国的に増加したことなどによるものです。 B：鳥獣被害の防止に向けてどのような取組が行われていますか。 A：市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備や、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備などを推進しています。また、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっているクマについては、「クマ被害対策パッケージ」と「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめ、対策を推進していくこととしています。 B：有害鳥獣を地域資源として有効活用することも重要ですね。 A：食材となる野生鳥獣肉のことを、フランス語でジビエといいます。有害とされてきた野生鳥獣を地域資源に変えるジビエ利活用の取組が拡大しており、2024年度のジビエ利用量は2,678tと、過去最大であった前年度と同水準となりました。
◆第2階層 都市農業の振興	B：都市部の人に農業・農村への理解を深めてもらうためには、都市農業が重要な役割を果たしますね。 A：都市農業は、都市という消費地に近接する特性から、新鮮な農産物の供給や農業体験、災害時の避難場所の提供など多様な機能を持っており、都市住民の6割以上が、都市農地を残していくべきと回答しています。農林水産省では、都市農業の振興を図るため、意欲ある農業者による耕作や市民農園・体験農園の整備などにより都市農地の有効活用を促進しています。

◆第 1 階層 【第 7 章】 ◆第 2 階層 東日本大震災・原発事故からの復旧・復興	A : 第 6 章の解説は以上となります。 (少し間を空けて) 【第 7 章】 A : 続いて、第 7 章では、「自然災害への対応」について紹介します。 A : まず、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興について紹介します。2011 年に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の 3 県を中心とした東日本の広い地域に、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。政府は、2021 年度から 2025 年度までの「第 2 期復興・創成期間」に引き続き、2026 年度から 2030 年度までを「第 3 期復興・創成期間」と位置付け、被災地の復興に向けて取り組むこととしています。 B : 東日本大震災による被害額はどの程度ですか？ A : 東日本大震災による農業関係の被害額は 2026 年 3 月末時点で 9,692 億円、農林水産関係の合計では 2 兆 4,484 億円です。 B : 復旧はどの程度進んでいますか？ A : これまでの復旧に向けた取組の結果、地震・津波災害からの復旧対象農地 1 万 9,610ha のうち、2026 年 3 月末時点で 97%に当たる 1 万 8,960ha の農地で営農が可能となりました。 B : 原子力災害からの復旧・復興はどのような状況ですか？ A : 原子力被災 12 市町村における営農再開農地面積は、2024 年度末時点で前年度に比べ 546ha 増加し 9,145ha となっています。一方、市町村ごとの営農再開割合は、避難指示解除の時期などにより差が出ており、特に帰還困難区域がある町村において営農再開が遅れていることが課題となっています。 B : 風評の払拭に向け、どのような取組が進められていますか？
---	---

	A：風評に関する消費者意識の実態調査において、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は、2026 年は 4%となりました。福島県の農林水産業の復興に向けて、産地競争力の強化、放射性物質の検査、国内外の販売促進といった生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行っています。
◆第2階層 自然災害からの復旧・復興	B：2025 年発生の大規模自然災害について、復旧・復興はどのような状況ですか。 A：近年は地震や台風といった大規模な自然災害が日本各地で発生しており、農作物や農地・農業用施設などに甚大な被害が発生しています。 2025 年においては、大雨、大雪、暴風等により各地で被害が発生し、農林水産関係の被害額は 2026 年 3 月末時点で 2,035 億円となりました。 B：被災した農業者に対して、どのような支援が行われたのでしょうか。 A：^{げきじん}激甚の指定により、農地・農業用施設などの災害復旧事業について地方公共団体や被災農業者などの費用負担の軽減が図られました。
◆第2階層 防災・減災、国土強靱化、大規模自然災害への備え	B：防災・減災、^{きょうじんか}国土強靱化についてはどのような取組が行われていますか。 A：農業・農村分野では、2020 年に閣議決定した「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく対策を推進するとともに、中長期的な見通しに基づき国土強靱化施策を切れ目なく推進するために、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」を策定しました。 災害への備えとしては、災害時の事業継続計画である農業版 BCP の策定・普及の推進や、園芸施設共済への加入推進などに取り組んでいます。 また、国民一人一人が、日頃から食品や飲料水などの家庭備蓄をしておくことが重要です。農林水産省では、「災害時に備えた食品ストックガイド」などを通じて、家庭備蓄の重要性について情報発信しています。 A：第 7 章の解説は以上となります。 以上で、「令和 7 年度食料・農業・農村白書」の紹介を終わります。 白書に関するご質問については、農林水産省大臣官房広報評価課情報分析室、電話 03－3501－3883 までお問い合わせください。